

第四條の七第四項	第四條の八第一項第一号	第四條の八第一項第二号	第四條の八第一項第三号	第四條の九第一項第一号	第四條の十八第一項	第四條の十九第三項	第四條の二十第一項	第四條の二十三第一項
以内	九月末日	九月末日	九月末日	経過した日	九月末日	九月末日	経過した日	十一月末日 (当該日)
あつては令和二年十一月末日)	以内(ただし、令和二年一月八日から同年五月一日までの間に当該報告を求められた場合にあつては同年九月末日まで)	九月末日。ただし、当該廃止又は休止が令和二年三月七日から同月末日までの間に行われた場合にあつては同年九月末日、同年四月一日から同年八月末日までの間に行われた場合にあつては同年十一月末日	九月末日。ただし、当該縮小が令和元年度にあつた場合においては令和二年十一月末日	経過した日。ただし、当該日が令和二年四月七日から同年七月三十日までの間の日である場合にあつては同年九月末日	九月末日(ただし、最初の削減義務期間の開始年度が令和二年度の場合にあつては令和二年十一月末日)	九月末日(ただし、状況変更年度が令和元年度の場合にあつては令和二年十一月末日)	経過した日。ただし、削減義務率を減少する期間の開始の年度が令和二年度の場合又は条例第五条の八の二第三項の規定による指定が令和二年一月七日から同年四月三十日までの間にあつた場合においては、第四條の二十第三項第一号に掲げる事業者については同年十二月末日まで、同項第二号に掲げる事業者については同年十一月末日	十一月末日(令和二年度にあつては令和三年一月末日。 十一月末日(令和二年度にあつては令和三年一月末日(令和二年度にあつては令和三年一月末日)

第四條の二十六第二項	十一月末日 (当該日)	十一月末日 (令和二年度にあつては令和三年一月末日)
遅い日	遅い日	遅い日。ただし、当該指定が令和二年一月七日から同年三月三十一日までの間にあつた場合においては同年九月末日
遅い日	遅い日	遅い日。ただし、当該指定が令和二年一月七日から同年三月三十一日までの間にあつた場合においては同年九月末日
八月末日	八月末日 (令和二年度にあつては令和二年十月末日)	八月末日 (ただし、令和二年度にあつては令和二年十月末日)

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の二十第一項の規定に基づき宇田川町十四・十五番地区第一種市街地再開発事業の終了を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の氏名又は名称
株式会社パルコ
- 二 事業施行期間
平成二十八年八月三日から令和二年八月三十一日まで
- 三 施行地区
渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地方

四 第一種市街地再開発事業の名称及び施行認可の年月日
 宇田川町十四・十五番地区第一種市街地再開発事業
 平成二十八年八月三日

五 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日
 令和二年七月三十一日

●東京都告示第六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

東京都多摩建築指導事務局長

浅井 勉

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
東大和市高木第一項第五号の規定による道路	令和二年七月十日	二丁目百三十九番五、同番七及び同番八の各一部

延長	幅員
一・一七	〇・八三
〇・八四	

●東京都告示第七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、

法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 支援法人の名称 特定非営利活動法人エヌフィット
- 二 支援法人の住所 中央区日本橋人形町三丁目三番十号
- 三 支援業務を行う事務所 中央区日本橋人形町三丁目三番十号
- 四 指定年月日 令和二年七月三日

●東京都告示第八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 支援法人の名称 株式会社陽徳不動産
- 二 支援法人の住所 大田区南蒲田一丁目十番四号
- 三 支援業務を行う事務所 大田区南蒲田一丁目十番四号
- 四 指定年月日 令和二年七月三日

●東京都告示第九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和二年八月一日から実施するので、同条

第三項の規定により告示する。

令和二年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)		港区芝5-18	34.3	1	33,100	72,400
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(4号棟)		港区港南4-5	42.2	2	39,600	93,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(10号棟)		新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	79,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(33号棟)		新宿区戸山2-33	40.1	1	33,800	78,100
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	3	29,200	47,100
一般都営	高層耐火	橋場二丁目アパート(9号棟)		台東区橋場2-18	51.2	1	41,000	73,100
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)		江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	49,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(12号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(49号棟)		品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	96,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)		大田区矢口2-21	32.9	1	26,400	36,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)		大田区矢口2-21	36.5	2	28,800	38,900
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート(12号棟)		大田区萩中1-3	39.0	1	31,100	58,900
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(12号棟)		板橋区新河岸2-10	39.0	2	28,000	38,000
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート(10号棟)		板橋区坂下1-36	51.0	1	38,500	62,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(1号棟)		練馬区春日町3-27	55.9	1	43,800	87,700
一般都営	中層耐火	豊玉中一丁目第2アパート(1号棟)		練馬区豊玉中1-9	55.9	1	44,000	87,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第4アパート(2号棟)		練馬区春日町3-18	55.9	1	44,300	91,400
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート(3号棟)		練馬区豊玉中4-6	55.9	1	44,400	93,600
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目第2アパート(3号棟)		練馬区石神井台7-21	51.0	1	39,900	78,300
一般都営	中層耐火	上石神井アパート(11号棟)		練馬区石神井台4-5	55.9	1	44,100	89,900
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(4号棟)		足立区尚竹の塚1-10	48.1	1	35,400	65,500
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(6号棟)		足立区加賀2-51	55.9	1	39,800	66,900
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(7号棟)		足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	66,900
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(55号棟)		立川市富士見町6-55	52.4	1	28,600	53,300
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第2アパート(24号棟)		武蔵野市吉祥寺北町4-3	48.1	2	36,600	83,300
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目第2アパート(2号棟)		府中市美好町2-12	42.3	1	23,600	59,400
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(1号棟)		町田市金森2-23	55.9	1	34,100	71,000
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(2号棟)		町田市山崎町840	55.9	1	29,500	52,300
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(8号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,100	57,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	29,700	58,800
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	29,700	58,800
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目アパート(1号棟)		小金井市東町3-15	55.9	1	33,200	77,700
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(2号棟)		東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,600	79,000

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(6号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(38号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(49号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-4号棟)		多摩市諏訪5-2-4	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟)		多摩市諏訪5-2-1	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-11号棟)		多摩市諏訪5-2-11	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(3-1-1号棟)		多摩市諏訪3-1-1	58.0	2	30,900	62,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(10号棟)		多摩市鶴牧5-40	63.6	1	36,600	71,000

●東京都告示第十号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和二年八月一
 日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告
 示する。

令和二年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料
改良	中層耐火	西大久保アパート（3号棟）	新宿区大久保3-13	34.8	1	27,900
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	3	31,400
改良	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（5号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000

●東京都告示第十一号
 平成二十一年東京都告示第九百八十九号（東京都地球温
 暖化対策指針）の一部を次のように改正する。

令和二年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。
 附則第二項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附
 則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者に
 係る特例）

3 令和三年一月三十一日までの間、新型コロナウイルス
 感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二
 十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定す
 るものをいう。）のまん延の影響を受けた温室効果ガス
 排出事業者等についての次の表の左欄に掲げる規定中同
 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
 字句に読み替えて適用する。

第1編第8 3(1)ア	10月末日	10月末日。ただし、令和2年度にあつては令和3年1月末日、当該判断が令和2年度に初めてあつた場合においては令和2年12月末日
第1編第8 3(3)ア	9月末日	9月末日。ただし、当該廃止又は休止が令和2年3月7日から

第1編第8章 3(3)イ	9月末日	9月末日。ただし、令和2年度に該当した場合には、令和2年11月末日
第1編第8章 3(3)ウ	9月末日	9月末日。ただし、令和2年度に該当した場合には、令和2年11月末日
第1編第8章 7(1)	11月末日 (令和2年度にあっては令和3年1月末日)	11月末日 (令和2年度にあっては令和3年1月末日)。
	当該日	11月末日 (令和2年度にあっては令和3年1月末日)
	遅い日	遅い日。ただし、当該確認が令和2年1月7日から同年3月末日までの間にあった場合 (平成30年度にも当該確認があった場合を除く。) においては同年9月末日

第1編第8章 8(4)	11月末日 (令和2年度にあっては令和3年1月末日)	11月末日 (令和2年度にあっては令和3年1月末日)
	当該日	11月末日 (令和2年度にあっては令和3年1月末日)
	遅い日	遅い日。ただし、当該確認が令和2年1月7日から同年3月末日までの間にあった場合 (平成30年度にも当該確認があった場合を除く。) においては同年9月末日

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●東京都告示第千十二号

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

令和二年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所在地	認定期間
日本大学病院	千代田区神田駿河台一丁目六番	令和二年八月一日から令和五年七月三十一日まで
公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院	同 所八番地	同右
東京都済生会中央病院	港区三田一丁目四番十七号	同右
公益財団法人心臓血管研究所附属病院	同区西麻布三丁目二番十九号	同右
北里大学北里研究所病院	同区白金五丁目九番一号	同右
医療法人社団仁圭会林外科病院	新宿区大京町二十七番地	同右
順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷三丁目一番三号	同右
浅草寺病院	台東区浅草二丁目三十番十七号	同右
医療法人財団正明会山田記念病院	墨田区石原二丁目二十番一号	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京城東病院	江東区亀戸九丁目十三番一号	同右
昭和大学江東豊洲病院	同 区豊洲五丁目一番三十八号	同右
医療法人社団おきの会旗の台病院	品川区旗の台五丁目十七番十六号	同右
公立学校共済組合 関東中央病院	世田谷区上用賀六丁目二十五番一号	同右
医療法人社団下田緑真会世田谷北部病院	世田谷区南烏山二丁目九番十七号	同右

社会医療法人社団 健友会中野共立病 院	中野区中野五丁目四 十四番七号	同右
医療法人財団健貢 会総合東京病院	同 区江古田三丁目 十五番二号	同右
一般社団法人衛生 文化協会城西病院	杉並区上荻二丁目四 十二番十一号	同右
立正佼成会附属俊 成病院	同 区和田二丁目二 十五番一号	同右
医療法人社団愛語 会要町病院	豊島区要町一丁目十 一番十三号	同右
医療法人社団仁泉 会としま昭和病院	同 区南長崎五丁目 十七番九号	同右
医療法人社団正風 会小林病院	板橋区成増三丁目十 番八号	同右
順天堂大学医学部 附属練馬病院	練馬区高野台三丁目 一番十号	同右
特定医療法人社団 潤恵会敬仁病院	足立区新田二丁目十 八番六号	同右
医療法人社団福寿 会福寿会足立東部 病院	同 区梅島二丁目三 十五番十六号	同右
医療法人社団忠医 会大高病院	同 区島根三丁目十 七番八号	同右
医療法人社団直和 会平成立石病院	葛飾区立石五丁目一 番九号	同右
医療法人社団津端 会京葉病院	江戸川区松江二丁目 四十三番十二号	同右
医療法人社団葛西 中央病院	同 区船堀七丁目 十番三号	同右
日本私立学校振興 ・共済事業団東京 臨海病院	同 区臨海町一丁 目四番二号	同右

医療法人社団親和 会野猿峠脳神経外 科病院	八王子市下柚木千九 百七十四番地一	同右
東海大学医学部付 属八王子病院	同 市石川町千八 百三十八番地	同右
医療法人社団創生 会町田病院	町田市木曾東四丁目 二十一番四十三号	同右
社会医療法人社団 正志会南町田病院	同 市鶴間四丁目四 番一号	同右
医療法人社団三医 会鶴川記念病院	同 市三輪町千五十 九番地一	同右
日野市立病院	日野市多摩平四丁目 三番地の一	同右
公益財団法人東京 都保健医療公社多 摩南部地域病院	多摩市中沢二丁目一 番地二	同右
社会福祉法人恩賜 財団東京都同胞援 護会昭島病院	昭島市中神町千二百 六十番地	同右
医療法人社団潮友 会うしお病院	同 市武蔵野二丁目 七番十二号	同右
国立さくら病院	国立市東一丁目十九 番十号	同右
社会医療法人財団 大和会武蔵村山病 院	武蔵村山市榎一丁目 一番地の五	同右
医療法人社団大日 会小金井太陽病院	小金井市本町一丁目 九番十七号	同右
医療法人啓仁会吉 祥寺南病院	武蔵野市吉祥寺南町 三丁目十四番四号	同右
公立昭和病院	小平市花小金井八丁 目一番一号	同右
公益財団法人東京 都保健医療公社多	東村山市青葉町一丁 目七番地一	同右

摩北部医療センタ
1 公益財団法人結核 同 市諏訪町三丁 同右
予防会新山手病院 目六番地一号
大島医療センター 大島町元町三丁目二 同右
番九号

二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤回年月日
医療法人社団緑真 会世田谷下田総合 病院	世田谷区南烏山四丁 目九番二十三号	令和二年七月 三十一日
医療法人社団東部 福寿会福寿会足立 東部病院	足立区梅島二丁目三 十五番十六号	同右

●東京都告示第千十三号
非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定
に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の
額を次のとおり告示する。

令和二年七月三十一日
東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
産業労働局	家賃等支援給付金業務専門員	月額	194,400円

附則

この告示は、令和二年八月一日から施行する。

●東京都告示第千十四号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第百六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和二年における底立てはえ縄漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和二年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和二年八月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
二十二隻

●東京都告示第千十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年七月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和二年七月三十一日

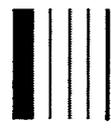
- 一 路線名
東京都知事 小 池 百合子
御徒町小岩
- 二 供用開始の区間
葛飾区西新小岩一丁目五百六十八番
三十七地先から同区西新小岩二丁目

- 三 供用開始の概要
別図表示のとおり
 - 四 供用開始の期日
令和二年八月一日
- 五百八十九番十一地先まで

別図

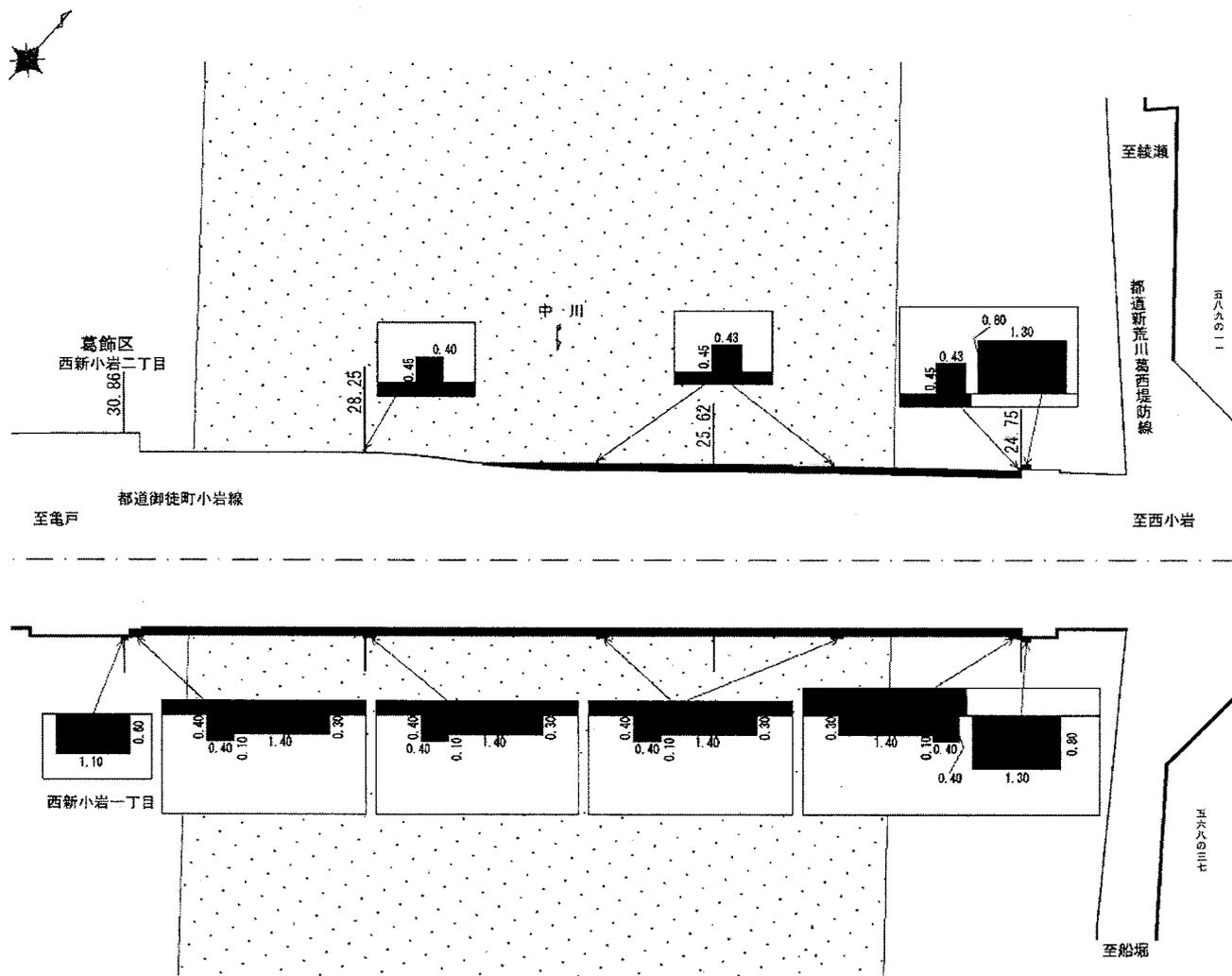
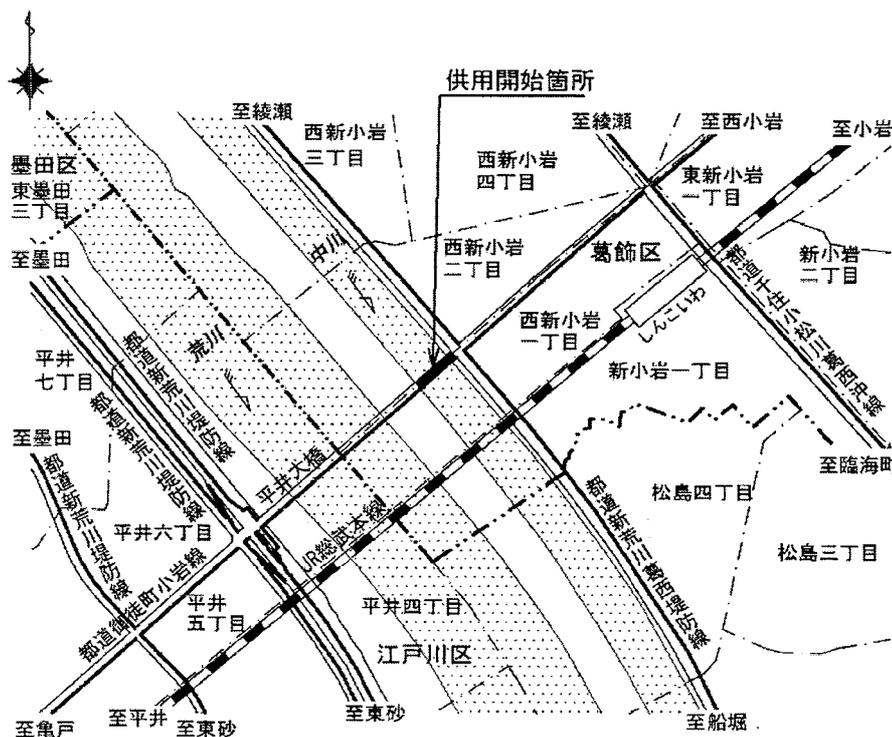
都道御徒町小岩線供用開始略図

葛飾区西新小岩一丁目、西新小岩二丁目



 都道
 特別区道
 供用開始区域

延長 一三四・五〇メートル
 面積 二二一・三一平方メートル



●東京都告示第千十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和二年七月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和二年七月三十一日

一路線名 東京都知事 小 池 百合子

御徒町小岩

二 占用を制限する区間
葛飾区西新小岩一丁目五百六十八番三十七地先から同区西新小岩二丁目五百八十九番十一地先まで

三 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由
占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日
令和二年八月一日

令和二年八月一日

規 程 (交)

●交通局規程第五十五号

東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和二年七月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

改正する。
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。
(特殊勤務手当の種類及び支給範囲の特例)

2 令和二年二月十九日から同年八月三十一日までの間、

第七条第一項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係るダイヤモンド・プリンセス号の下船者の輸送業務に従事した職員には、防疫等業務手当を支給する。この場合において、同条第一項中「交替制勤務者等業務手当及び特定現場作業手当」とあるのは、「交代制勤務者等業務手当

特定現場作業手当及び防疫等業務手当」と、同条第二項中「特殊勤務手当」とあるのは、「交替制勤務者等業務

手当及び特定現場作業手当」と読み替えるものとする。

3 前項の防疫等業務手当は、日額二千円とし、第三条の規定にかかわらず、別に職員部長が定める支給日に支給する。

附 則
この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程附則第二項及び第三項の規定は、令和二年二月十九日から適用する。

公 告
開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年七月三十一日
東京都多摩建築指導事務所長 浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名
三鷹市中原四丁目五百四十六番二十、五百五十二番一、同番四、五百五十三番一、同番三から同番五まで、五百五十四番一及び同番二 西東京市東伏見三丁目六番十九号
東村山市久米川町二丁目三十九番四の一部(第一工区) タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕
東久留米市南町一丁目二十三番一及び二十五番一 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

東久留米市幸町四丁目四十一番、四十二番三、同番四、四十三番二、四十四番二、五十一番二、六十五番四、百九十七番八及び百九十八番二

令和二年度技能検定随時二級、随時三級及び

基礎級の随時実施に係る職種の変更について

令和二年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施に係る職種の変更（令和二年四月二十八日公告）で公告した随時二級について、次のとおり変更する。

令和二年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更後の随時二級

工場板金、ダイカスト（ホットチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立てに係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、印刷、製本、石材施工（石張りに係るものに限る。）、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）

二 変更箇所

技能検定随時二級の随時実施に係る職種について、電気機器組立て（変圧器組立てに係るものに限る。）を追加するものである。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

